

御嵩町公告契約第 13 号

下記の業務について、条件付き一般競争入札を行うので、御嵩町契約規則(昭和 39 年御嵩町規則第 7 号)第 2 条及び第 3 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 23 日

御嵩町長 渡辺 幸伸

1. 入札に関する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 仕様書番号 | 御総行物第 7-2 号 |
| (2) 業務名 | 自動体外式除細動器購入 |
| (3) 納入等場所 | 御嵩町地内 |
| (4) 業務概要 | 自動体外式除細動器 14 台 |
| (5) 履行期間 | 契約締結日 から 令和 7 年 5 月 30 日 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 低入札調査価格 | 無し |
| (8) 最低制限価格 | 無し |
| (9) 内訳書の提出 | 必要
※内訳書の提出がない場合、入札は無効になりますので、ご注意ください。 |
| (10) 入札保証金 | 免除 |
| (11) 入札方法 | 【郵便入札】
入札書類は、期限までに(1)又は(2)の方法で提出ください。
(1) 持参する場合：総務課財政係窓口まで
(2) 郵送する場合：一般書留、簡易書留又は特定記録郵便
※上記以外の方法での提出は無効となります。
※委任状は不要です。
郵便入札の詳細については、入札の心得(郵便入札)、郵便入札の手引き、及び郵便入札封筒記入例を必ずご確認ください。
(町 HP > 事業者の方 > 入札情報 > 入札・契約関連書式ダウンロード) |
| (12) 契約方法 | 本契約は原則、電子契約にて行います。 |

2. 入札参加資格

業種に関する条件	
御嵩町競争入札参加資格者名簿において、【物品委託】に登録があること。	
業務実績に関する条件	
該当なし	
事業所の所在地に関する条件	
該当なし	
その他の条件	
(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。 (2) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成 4 年訓令甲第 8 号）に基づく資格停止期間中でないこと。 (3) 法人町民税その他の地方税を滞納していないこと。 (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者でないこと又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていないこと。 (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者でないこと。 (6) 御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年訓令甲第 41 号）」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。	

3. 入札参加申請時の提出書類

入札参加を希望する場合は、期日までに下記の書類を提出ください。

- (1) 条件付き一般競争入札参加申請書
- (2) 営業所等の状況調書(支店、営業所等で申請される場合のみ)

4. 担当課

区分	担当課名	電話番号	所在地
入札担当課	御嵩町総務部総務課財政係	0574-67-2111(内線 2213)	〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239-1
業務担当課	御嵩町総務部総務課行政管財係	0574-67-2111(内線 2209)	

5. 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和7年4月23日（水） 午後4時から 落札決定した日まで	御嵩町ホームページからダウンロード
質疑の受付	令和7年4月23日（水） 午後4時から 令和7年4月28日（月） 正午まで	ホームページ上の入力フォームによる方法
回答書の閲覧	回答対応したものから順次、御嵩町ホームページにて	
入札参加申請書類提出期限	令和7年4月30日（水） 午後4時必着	入札担当課宛て郵送又は持参
参加資格確認結果の通知	令和7年5月1日（木） 午前9時から	電子メールにて
入札書提出受付期限【郵便入札】	令和7年5月7日（水） 午後4時必着	方法等は、「1. 入札に関する事項（11）」のとおり
開札	令和7年5月8日（木） 午前9時30分から	御嵩町役場本庁舎2階

※質疑の受付(町 HP > 事業者の方 > 入札情報 > 入札に係る質問方法について)

6. その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。また、入札者が一人だけの場合は、入札を中止することがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。
- (2) 申請書の提出、設計図書等の閲覧等の手続は、上記入札日程のうち、日曜日、土曜日、祝日その他役場の休日を除く日とする。（電子入札にあっては、電子入札システムによる。）
- (3) 低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (4) 関係様式は、御嵩町ホームページからダウンロードするか、御嵩町総務課窓口で配布を受けること。

以上